

令和7年第4回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月7日(月) 午後2時30分～午後4時10分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	10 番 古賀由紹
11 番 宮崎太享	12 番 山添 明	13 番 袈裟丸一彦
14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広	17 番 吉田 哲
18 番 堤 正廣	19 番 阿部 太	
4. 欠席委員

9 番 曲淵俊之	16 番 能隅良子
----------	-----------
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第15号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第16号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第17号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第18号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
農地係副主査	槻木 昇平
農地係職員	大鶴 慎士
振興係長	槇田 敏史
振興係職員	山下 綾菜
振興係職員	並木 菜月
浜玉市民センター職員	打越 翔陽
巖木市民センター主査	吉野 美紀
相知市民センター主査	徳島 千恵
北波多市民センター主査	井手 博文
肥前市民センター職員	本田 雄大
鎮西市民センター職員	松本 愛香
七山市民センター主査	内田 昭一
七山市民センター副主査	亀崎 新一

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号9番曲淵俊之委員、16番能隅良子委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和7年第4回唐津市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名人に議席番号12番山添明委員、議席番号13番袈裟丸一彦委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について7件、議案第16号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について7件、議案第18号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、計16件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番

号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認
いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第15号
から第18号までの議案16件でございます。なお傍聴の方
は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でござ
います。前もってお知らせをしておきます。それではこれよ
り審議を行います。議案集1ページ、議案第15号農地法第
5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とし
ます。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明しま
す。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議
案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は80平方メー
トルです。現況は、休耕地となっております。目的は、通路
です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等
の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等につい
ては、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目など
については、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画
は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ
いて、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書
が提出されています。転用については、許可後、速やかに着
手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事
関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、

最大30センチの盛土を行い、整地し、東側はコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、北側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項5番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 18番堤です。4月の3日に東部調査会で現地調査をいたしました。事務局のほうから説明があったように、ちょうど私達が調査に行ったときに、その家の人が軽自動車で帰ってこられて、バックで入らんといかんような状態の所でした。そういうことで今回は出入口をもう少し広げたいということで、周りには何の影響もないかなということを感じました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 7 5 1 平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、公共下水道敷地等占用許可申請、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 9 0 センチの盛土を行い、整地し、西側に擁壁を設け、北、東、南側にはコンクリートブロックを新設、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枥および新設排水設備を介して南側の水路へ流し、汚水も新設排水設備を介し

て南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項5番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。古賀でございます。4月3日に東部調査会のメンバーで現地の確認をいただきました。資料図の4ページにありますように、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の周辺でございまして、非常に利便性がいいということで近年宅地化がかなり進んでいる地域になります。今回の案件については共同住宅ということで、左のほうに5ページにありますように、隣が田んぼであります、右側、それから北側は宅地になってございまして、特に農業上の問題は生じないだろうということでございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 2 筆、面積は合計で 2, 9 8 5 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、道路占用許可申請、法定外公共物（水路改築申請）、開発行為協議、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 7 1 センチの盛土を施し、整地し、南側には L 型擁壁およびコンクリートブロックを新設、東、西側も新設し、南側道路には張コンクリートを施し、北側には側溝を新設し、北側道路より出入口とする

計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して敷地内に新設する道路側溝を通り、北側の道路に暗渠排水を設置し、既存集水桝へ流し、汚水も新設排水設備を介して新設道路内の排水管を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員

古賀でございます。この場所につきましても4月3日に現地の確認をいただいております。資料のほうの7ページを開きいただきたいと思いますが、当該地が黒い太い線で引かれている、四角に近い形の水田でございますが、北側の所、水田のようになっていますが、8ページを開いていただきますと、分譲地で既に分譲が行われているところでございます。今回、特定建築条件付売買予定地ということで、耳慣れない言葉でございましたので、事務局に相談しまして、予定地のほうの説明する資料をメンバーの皆さんに見ていただいて、3つの条件、例えば土地購入者と住宅建設業者が建築請負契約を3か月以内に締結しなければならないとか、販売できな

かった土地は転用事業者自らが住宅を作らなくてはならないとか、そういう条件があることなどを勉強した上で現地を確認いただきました。今回の農地につきましては、８ページの南側の、ここ北とか方位を示す印がついてないのですが、上が北です。下が南になります。南側の水路がありますが、この水路を挟んで南側は３月までに策定いただいた地域計画の策定対象農地になってございますが、今回のこの水路より上、北側は計画策定の対象外農地になっている所でございます。そういうことも含めて委員の皆様方に現地で精査いただきましたけれども、特に問題はないだろうということでございました。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。（阿部委員「はい。」）
阿部委員。

阿部太委員 すみません。１９番阿部です。９ページを見てもらうとわかるように、一画だけが加わってないということで、３，０００平米というものを意識された計画なのかなということが伺えるわけですが、３，０００を超えると何がどのように変わってくるのかを教えてくださいよろしいでしょうか。

農地係槻木 はい。３，０００平米を超えると都市計画上、開発行為というのが必要になります。開発行為と農地転用許可を同時にするというようなかたちで、３，０００平米以上という基準が設けられています。

阿部太委員 例えばですよ、どうしても作らなければならないものとか、

	そういうものはないのですか。
農地係槻木	そこはすみません。認識不足で、都市計画課のほうでもちろん3,000平米以上あったら審査する内容というのはあると思うのですが、ちょっと3,000以上あったらどこをどうしなさいというのは手元に資料がなくてちょっと申し訳ないです。
阿部太委員	はい。わかりました。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は361平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土

地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用権利義務譲渡申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大25センチの盛土を施し、整地し、北、東、西側はコンクリートブロックを新設し、南側は新設し、宅地の通路を通り、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の雨水枡から排水設備を通り、南側の既存道路側溝へ流す計画です。汚水については、新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項5番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。3月の30日に現地調査をいたしまして、周りは宅地化しており、何も問題ないだろうということでご

	ございました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、畑 3 筆、面積は合計で 1, 8 6 0 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。 許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資事前審査結果通知書が提出されています。 転用については許可後、速やかに着手する計画です。 行政関係の手続きについて、自然公園法特別地域内工作物

の新築許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側は既存コンクリートブロックを利用、北側には緑地帯を設けて南西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介し、汚水も新設排水設備を介して新設浄化槽にて処理し、雨水とともにポンプにて揚水して国道の既存側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 はい。11番宮崎です。3月30日、中部調査会で現地確認を行い、現地は海岸線沿いで潮風や塩害がきつく、農作物は難しいだろうというのを確認しておりますので、皆さんの審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号６番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号６番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、面積は１，３７６平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、歯科医院です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１６ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１７ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１８ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、開発行為協議、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大２０センチの盛土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、南東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して南東側の既存道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して南東側県道の公

	共下水道へ接続放流させる計画です。
	区長から異議なしの意見書が提出されています。
	立地基準ですが、第２種農地の該当事項２番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が添付されています。
	整理番号６番について説明を終わります。
議長	地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。
河上和則委員	失礼します。１４番河上です。３月２５日に南部調査会として調査をいたしました。この土地は地目水田であります、現在は畑化しております。なぜならばですね、これが厳木川、松浦川の合流地点で〇〇〇〇〇〇〇のちょうど中間、あい中にあるものを県道改修の折に道並みに高めた土地であります。最近はコスモスあるいは菜種の花を農協の青年部が管理して景観作物として栽培しておった場所です。一方が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、一方が食事処という中間地点にありますので、開発がされたとしても何ら問題ないだろうということに結論を出したところです。皆さんの審議をよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。（山添委員「はい。」） 山添委員。
山添明委員	はい。１２番山添です。区長さんだけの意見書がありますがけれども、隣接地あたりの意見書というのではないわけですか。
農地係長	はい。隣接農地がなくて、北側は松浦川の河川敷になりま

山添明委員

議長

すので、生産組合がどうもこの地区がないみたいですので、
ということで区長さんだけの意見書になっております。

わかりました。

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、整理番号 7 番を議題とします。
それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページ、整理番号 7 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 5 4 2 平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、堆肥舎および資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 0 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、資材置場は許可後、

速やかに着手する計画です。堆肥舎については所有者が昭和55年頃、堆肥舎用地にしてしまっており、そのことに対し始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、雑木の伐採および整地程度で現状のまま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西側の既存道路側溝へ流す計画です。糞尿については既存の堆肥舎にておがくずで水分を吸収し、かくはんして堆肥化し、圃場へ散布する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

中山政俊委員 はい。2番の中山です。3月28日に西部調査会で現地の確認をいたしております。それで19ページを見ていただくと、申請地の下、南側ですね、そこがすべて牛舎になっております。肥育団地化されております。それで申請地等は現状が地目は田になっていますけど、現在もう竹やぶの状態になっております。それで調査会のほうでも審議したところ、問

題ないだろうということで、皆さんのご審議のほどよろしく
お願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 4 ページ、議案第 16 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 4 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 1, 839. 98 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、目貸資材置場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 22 ページから 24 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 18番堤です。4月3日に東部調査会で現地の確認に行きました。この土地は畑と、豚を飼っておられました。豚小屋をやめてからまた畑に戻して、現在は野菜を作っておられます。それで北側には授産施設、〇〇〇〇という施設があります。その隣が駐車場にもなっておりますし、周りのほうもほとんど農作物は栽培されておられません。そういうことで皆さんの慎重審議をよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集5ページ、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について整理番号1番から議案集6ページ、整理番号7番までを議題とします。この7件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が6件、使用貸借権に関する案件が1件の合計7件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから4ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。それではここでしばらく休憩をとりたいと思います。再開の時間を15時40分といたします。

~~~~~○~~~~~

15時30分 休憩

15時40分 再開

~~~~~○~~~~~

それではお揃いのようでございますので、会議を再開いたします。

議案集7ページ、議案第18号農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画（賃借権等）について、筆番号1番から議案集10ページ、筆番号45番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明いたします。調査書を本日お手元に配付しておりますのでご用意ください。今回から促進計画について審議をしていただくこととなります。賃貸借等となっております本議案は、すべて貸し借り、賃料が有償である賃借権および無償の使用貸借による権利によるものです。賃貸借等については、農業公社が促進計画を作成しており、農業委員会に意見を聞かれております。促進計画につきましては、議案書は筆ごとに番号を振って、筆ナンバーとして整理をしております。筆ナンバー1番から45番までにつきまして、申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載

のとおりでございます。調査書につきましては、受け手ごとに1枚ずつ作成をしております。1ページから14ページまでをご覧ください。最初の審議でございますので、調査書の説明をさせていただきたいと思います。まず左半分から真ん中あたりまで契約農地情報ということで掲載しておりますけれども、この右端の2列、契約状況と地域計画という部分について説明をいたします。契約状況につきましては、先月もご説明いたしましたけれども、新規は初めての貸し借りの設定となります。再設とありますものは、同じ当事者で契約の更新をする、いわゆる再設定になるものでございます。移行となっております分は、相対契約をしてあったものを改めて公社、促進契約で借り直しをされる分となります。また交代は別の方が借りてあったものを今度受け手が変わって借り受けられる分、今回はございませんが、移譲とありましたら、農家世帯内で親子間の経営移譲に伴うものということになります。また地域計画の欄では、4つ表現を使おうと考えております。今回はありませんでしたが、外といたしますと地域計画に含まれていない農地を表します。それ以外では、地域計画に入っているものにつきましては、担い手、そして内、計画内ですね。あとは未定の3つを使い分けたいと考えております。特に1ページ目の担い手、「担手」と書いておりますが、担い手でありますと、地域計画内でこの方が担い手として位置づけられていたこと、地域計画どおりということになります。「内」という言葉を使いますと、地域計画内でありま

すけど、別の方が位置づけられていたもの、これが今回別の方で申請が上がっているということになります。また、「未定」という言葉を使いますと、地域計画内に含まれている農地ではありましたけれども、誰も10年後の耕作者としては位置づけられていなかった農地を表します。未定でしたので未定だった所に新しく担い手候補が見つかったかなと、そういったご理解をいただければと思います。続きまして調査書の右側のほうでは、上から、担い手の経営能力や認定の状況、そしてその下、中ほどが経営面積の変動、経営面積がどう変わるか、したの段になりますと、農地中間管理事業法第18条第5項にこういった場合には認可することができると要件が上がっておりますので、こちらの判断要件を載せております。調査書では丸該当としておりますが、事務局のほうで調査の結果、恐らく該当するであろうと考えられたものということになっております。今回1番からまず45番までですけれども、調査書に記載しておりますとおり、受け手についてはすべて要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集１０ページ、筆番号４６番および４７番を議題とします。この案件につきましては、議席番号８番の石川利恵委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって石川委員の退席を求めます。

【石川委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明をいたします。筆番号４６番および４７番につきまして、申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載のとおりでございます。調査書は１５ページをご覧ください。こちらは地域計画では未定の農地でございました。そこに新規で契約をされております。契約期間が１０年となっておりますので、１０年後の耕作見込み者ということで、次回地域計画の更新などがあります場合は、担い手候補として上がってくるものと思われます。受け手につきましては、担い手の要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで石川委員の入室を許可します。

【石川委員入室】

石川委員にお知らせします。筆番号４６番および４７番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせします。次に筆番号４８番を議題とします。この案件につきましては議席番号１８番堤正廣委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって堤委員の退席を求めます。

【堤委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。筆番号４８番につきまして、申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。調査書は１６ページをご覧ください。こちらは地域計画の担い手に対し１０年間の再設定がされるものです。受け手については要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。ここで堤委員の入室を許可します。

【堤委員入室】

堤委員にお知らせします。筆番号４８番につきましては原案どおり決しましたのでお知らせします。それでは以上をもちまして議案第１５号７件、議案第１６号１件、議案第１８号７件、議案第１８号１件、計４議案１６件はいずれも原案どおり可決しました。皆様におかれましては長時間の慎重審議をいただきましてありがとうございました。